

調達管理番号・案件名

24a01009_ウクライナ国リハビリテーション体制強化に係る情報収集・確認調査(ファスト・トラック制度適用案件)(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2025/3/14

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第4条 調査の内容 (3)パイロット事業実施を通じた将来的な協力可能性の検討・検証	モニタリングにはハードウェア(調達された機材)のトラブルシューティング等のエンジニア的な要素は不要でしょうか。	将来的な案件形成及びその先の相手国側での機材維持管理を想定すると、本パイロット事業のみ適用可能な維持管理体制を敷くことは必ずしも適当でない可能性があると考えますので、基本的には不要と考えます。他方で、そのような「エンジニア的要素」も含めたパイロット事業の実施が有効である積極的な理由がある場合には、ご提案を妨げるものではありませんので、当該理由も含めて記載いただければと思います。
2	10	脚注	パイロットプロジェクトの機材(345,000,000円定額計上)は受注者による調達を前提とすると記載があります。受注者が調達となった場合、一般的な支払いルール(原則精算払い)ですと、受注者による費用負担期間および金額が相当なものとなります。機材費の金額が確定した段階で、受注者に当該金額を前払いするなどの措置が認められる可能性はありますか。	前払いは契約金額の10分の4を限度にご請求いただけます。その後については部分払いを複数回適用することにより、受注者による費用負担が軽減できればと思います。
3	10	第2章第4条(3)パイロット事業実施を通じた将来的な協力可能性の検討・検証	「特に、同省は……方針としており、対象拠点は7カ所であり、……」とありますが、パイロット事業の実施対象施設は対象拠点7カ所すべてで実施する理解でよろしいでしょうか？もしくは7カ所の内一部の施設のみでパイロット事業を実施する場合、実施施設の選定方法や、施設数は提案によるものという理解でよろしいでしょうか？	同箇所はウクライナ保健省がリハビリテーションに関する強化拠点として設定した施設の説明であり、パイロット事業の対象施設を直接的に示すものではありません。しかし、ウクライナ政府の同方針により、この7カ所の全てもしくはその一部、あるいはこれらの関連施設をパイロット事業の対象とする有効性は高いと考え、同情報を記載しております。最終的な対象施設は、調査開始後にあらためてウクライナ保健省と協議の上決定しますので、必ずしも施設の選定方法や施設数はご提案内容の通りとなるかは現時点では判断ができませんが、まずはウクライナ側への協議に先立ち、アイデアとしてのご提案をいただければと思います。
4	11	第4条 調査の内容 (3)パイロット事業実施を通じた将来的な協力可能性の検討・検証	パイロット事業の「③必要機材及び必要なソフト面支援の調達」にある「ソフト面支援」とは、機材の扱い方等と言う意味でしょうか、または脊髄損傷に対する特定のケア手法等のことを意味しているのでしょうか。	「③必要機材及び必要なソフト面支援の調達」における「ソフト面支援」は、同箇所の「必要機材」を活用するにあたって必要な技術支援を指しております。このため主に「機材の扱い方」は基本的には含まれる内容と考えますが、さらに、同機材自体が「新規のケアの手法」を導入を目的とするものであれば、「特定のケア手法」も含めることは可能です。

5	11	第2章第4条(4)ウクライナ社会政策省・保健省等の要人の本邦招へいを通じた意見交換	「このため、可能な限り2025年度第1四半期中の実施とし…」とありますが、別案件での本邦招へい実施時、御構からの旅行代理店への手配発注は招へい実施の3か月前までと伺っております。2025年度第1四半期中の実施＝2025年6月までの実施と読み取れますが、契約履行開始時期(2025年4月～)も踏まえると、実現は非常に難しいものとしてとらえており、必然的に第2四半期以降での実施になるものかと思われませんが、貴機構のご見解についてご教示ください。	基本的には、2025年度第1四半期、つまり2025年6月までの実施を想定して記載しております。しかし、ご指摘のとおり、これを実現するには、契約後、早期の準備着手が必要であることから、本情報を記載した次第です。なお、招へい対象者のアベイラビリティにより、第1四半期中の実施が困難との結論に至る可能性もあるため、その場合は第2四半期以後の実施に変更することになる点、ご承知おきください。なお、ご指摘の弊機構からの旅行代理店への手配発注等の弊機構内手続きに関しては、研修実施時期が遅延しないよう、当方内で対応いたします。
6	12	第2章第5条(1)報告書	「調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す最終報告書はJICAへの提出用であり、ウクライナ側実施機関や他ドナー等との協議、国内の会議等に必要分は別途用意することとする。」となっておりますが、ウクライナ側等との会議資料は英語で用意するという理解でしょうか？あるいは本調査の予算としてウクライナ語への翻訳代を計上されておりますでしょうか？	成果品の内容説明のための資料は、出席者が英語対応可の場合は英語のみとし、ウクライナ語対応が必要不可欠な場合に限り、ウクライナ語版を準備いただくことを想定しています。これに充当する翻訳代は計上いただくことが可能です。
7	22	第3章4.(5)定額計上について	定額計上1で、対象とする経費は「医学リハビリテーションパイロット事業実施・モニタリング業務」となっているものの、該当箇所は「第4条 調査内容 (2)基礎情報の収集・分析」となっております。本定額計上はこれらのうちどちらの業務に該当するのでしょうか？あるいは両業務が該当するのでしょうか？両業務とも再委託が必要と認識しておりますが、その場合再委託費としては十分でないように感じております。	22ページの同箇所(「医学リハビリテーションパイロット事業実施・モニタリング業務」に関する「該当箇所」)の記載は誤りでした。以下のとおり修正いたします。 【誤】 第4条 調査内容 (2)基礎情報の収集・分析 【正】 第4条 調査内容(3)パイロット事業実施を通じた将来的な協力可能性の検討・検証 なお、再委託に関しては、「医学リハビリテーションパイロット事業実施・モニタリング業務」のみ認めており、当該金額の範囲内でのご提案をお願いします。
8	22	第3章4.(5)定額計上について	定額計上3でパイロット事業の機材費が計上されておりますが、機材の調達「コンサルタント等契約における 物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則って実施するという理解でしょうか？また、コンサルタント企業は一般的に医療機器の輸出等の許認可を持っていないと考えますが、機材調達は商社等に発注するという理解でしょうか？	機材の調達は「コンサルタント等契約における 物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則って実施いたします。また、機材の調達にあたり、機材の輸出が必要となるか、発注先や調達ルートがどのようなになるか、という点については現時点では未定ですので、あらためて機材内容を決定する際に対応方針を協議させていただければと考えます。